

10 小児医療体制（小児救急医療を含む）

（1）現 状

- 当地域の小児人口（15歳未満）は、平成30年10月1日現在では、7,275人となっており、平成7年と比べ、50.7%減少しています。
（平成7年：14,756人）
- 当地域で、小児科を標ぼうする医療機関は、令和2年4月1日現在、病院4施設、診療所4施設（保健センター、診療日が月に数回であるへき地診療所を除く。）の計8施設あります。
- 全道的に小児医療を担う医師数は、年々減少する傾向にあり、令和2年4月1日現在、当地域においては、小児科の常勤医師がいる医療機関は2施設で、常勤医は5名となっていますが、このうち、北海道小児地域医療センターに指定されている市立稚内病院では、常勤医師が複数体制で診療を行っています。
また、常勤の小児科医師がいない他の病院の中には、非常勤小児科医師により診療を行っているところもあり、いずれの医療機関においても、診療体制の確保に苦慮しています。
- 平成30年の小児人口1万人当たりの小児科医師数でみると、6.9人で全道平均の15.5人（全国17.9人）を下回っています。
- 小児救急患者の時間帯別の受診状況は、平日では夕刻から準夜帯（18時から22時頃まで）にかけて増加傾向にあり、土日では更に多くなっており、いわゆる時間外受診が多いことが指摘されています。
- 道が実施した「二次救急医療機関における救急患者受入実態調査」における小児救急患者の時間外受診状況を見ると、「特に軽症」と「軽症」の患者が多数を占めています。
- このような小児救急における受療行動には、少子化や核家族化、共働きなどの家庭環境の変化とともに、保護者等の専門医志向や病院志向が大きく影響していると指摘されています。
- 当地域では、通常の救急医療体制によるほか、市立稚内病院が単独で輪番制により休日・夜間の小児の二次救急医療を確保する「小児救急医療支援事業」を実施することにより、小児二次救急医療の体制整備を図っていますが、同病院及び小児科医に、大きな負担がかかっています。

<小児救急医療支援事業（平成11年～）>

- ・事業概要：輪番制により休日・夜間の小児の二次救急医療を確保する
- ・対象圏域：第二次医療圏単位（原則）～道内21圏域
- ・事業主体：市町村長の要請を受けた病院

- 道では、道内の内科医等を対象とした小児救急に関する研修を実施し、地域の小児救急医療に係るネットワーク体制を構築しており、当地域からも、当該研修に医師等が参加し、小児救急医療に対する理解を深めるとともに、地域の小児救急医療体制の推進に努めています。

＜北海道小児救急医療地域研修事業（平成17年度～）＞

- ・実施機関：北海道医師会へ事業委託
- ・実施地区：第三次医療圏を基本に、全道8地区に区分し開催
- ・対象者：在宅当番医制に参加する医師等

- 保護者の子育て不安の解消に資する観点から小児救急電話相談事業（#8000）の周知に努めるとともに、消防、医師会等と共催による救急法等講習会の実施などを通じて、救急医療についての啓発を行っています。

＜小児救急電話相談事業＞

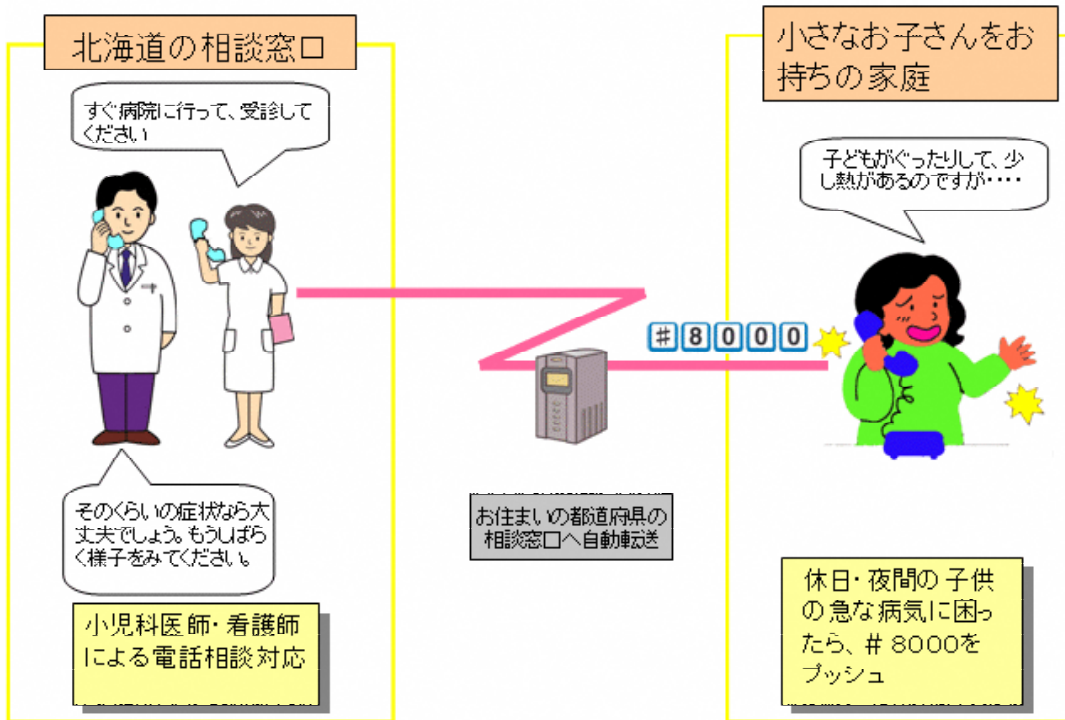
- 夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話により助言を行っています。
- ・電話番号：011-232-1599（いーこきゅうきゅう）
- ※ プッシュ回線の固定番号及び携帯電話からは短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。
- ・相談体制：毎日 午後7時から翌朝8時まで
看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅等待機）
- ・利用に当たっての注意事項：
医師が直接診察して治療を行うものではなくあくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

（2）課 題

小児医療体制等の確保

- 子どもを持つ家族に対する相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。
- 休日・夜間における軽症の患者の割合が以前から高く小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされており、不要な時間外受診がなくなるよう親が子どもの体調について判断できるよう、知識の普及が必要です。
- 隣接する医療圏の医療機関と連携し、入院医療や救急医療を提供できる体制の維持が必要です。
- 小児救急医療に関しては、地域住民が適切な受診を心がけるようにするため、小児救急電話相談事業（#8000）を住民へ周知徹底する必要があります。

【小児救急電話相談事業（#8000）のイメージ図】



小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

- 子どもの発達の遅れ等の早期発見、早期療育のため、乳幼児検診の受診率向上、必要な療育や適切な支援を、身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。

(3) 必要な医療機能

(症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実)

疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

(災害時を見据えた小児医療体制)

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

(4) 数値目標等

	指標名(単位)	計画策定時	現状値	目標値(R5)	目標数値の考え方	現状値の出典(年次)
体制整備	小児医療を行う医師数(人口1万人対)(人)	7.6(H28)	6.9(H30)	現状より増加	現状より増加	平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査[厚生労働省]
	小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所数(か所)	0	0	地域の実情を踏まえながら、小児医療の充実に努めます。		平成30年度NDB[厚生労働省]
	小児の訪問診療を実施している医療機関数(か所)	0	0			平成30年度NDB[厚生労働省]
体制確保に係る圏域	小児二次救急医療体制が確保されている医療機関数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調べ(令和2年4月現在)
	北海道小児地域医療センター、北海道小児地域支援病院による提供体制が確保されている医療機関数	1	1	1	現状維持	北海道保健福祉部調べ(平成31年4月現在)

(5) 数値目標等を達成するための必要な施策

(小児医療体制等の確保)

相談支援体制等

- AEDの使用方法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。
- 医療機関の受診が適切に行われるよう、地域住民に対し、適正な受診方法等についての啓発や小児救急電話相談事業及び救急医療情報システムの活用を促進します。

一般の小児医療及び初期小児救急医療体制

小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院や診療所の維持・確保に努めます。

また、地域の小児救急医療体制を確保・推進し、小児二次救急医療機関に勤務する小児科医師の負担軽減を図るため、道内の内科医等を対象とした「北海道小児救急医療地域研修会」等の案内を行い積極的な研修への参加を促進します。

小児専門医療及び入院小児救急医療体制

- 北海道小児地域医療センターである市立稚内病院を中心とした、専門医療及び入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。
- 小児専門医療を担う市立稚内病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、市立稚内病院を支援し、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を担っていること
- ④ NICUを整備していること

療養・療育支援体制の確保

発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

【市町村子ども発達支援センター】

地区	センター名	圏域
稚内地区	稚内市早期療育通園センター	稚内市、猿払村、豊富町
南宗地区	南宗谷こども通園センター	枝幸町、浜頓別町、中頓別町
利礼地区	母子通園サブセンター	礼文町
	利尻富士町母子通園センター	利尻富士町、利尻町
※留萌北部地域	留萌北部地域子ども発達支援センター	幌延町(※留萌管内:天塩町、遠別町)

小児在宅医療の提供体制の確保

小児在宅医療の担い手を育成するため、医師・看護師等の医療従事者に対する普及啓発や研修会の開催等に取り組むとともに、在宅療養中の小児の状態が急変した際などに適切に対応できるよう、小児在宅医療を担う医療機関と後方支援を担う医療機関との連携体制の構築や北海道立子ども総合医療・療育センター等における小児高度専門医療を提供する医療機関との連携体制の確保に努めます。

また、地域の実情に応じた在宅生活の支援体制の構築に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係者間の連携促進に取り組みます。

災害を見据えた小児医療体制

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称

【小児科又は小児外科を標榜する医療機関】(令和2年4月1日現在)

(病院)

医療機関名	所在地	備考
市立稚内病院	稚内市	小児科常勤医4名
枝幸町国民健康保険病院	枝幸町	小児科出張医等
浜頓別町国民健康保険病院	浜頓別町	小児科出張医等
利尻島国保中央病院	利尻町	

(診療所)

医療機関名	所在地	備考
こどもクリニック はぐ	稚内市	小児科常勤医1名
医療法人社団オロロン会 南稚内クリニック	稚内市	
豊富町国民健康保険診療所	豊富町	
北海道立香深診療所	礼文町	

(7) 歯科医療機関の役割

- 子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保に努めます。
- より障害が重く、歯科医療機関において治療困難な場合には、病院歯科等の高次

歯科医療機関との病診連携や医科歯科連携により、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実を図ります。

(8) 薬局の役割

子どもを抱える家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」など、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。